

事務連絡

令和3年10月25日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

「下水道リノベーション計画」の募集について

「下水道リノベーション計画」については、平成30年12月25日付国水下事第59号及び平成30年12月25日付国水下事第60号において通知しているところですが、今年度の登録について、下記のとおり募集します。

グリーン社会の実現に向けた資源・エネルギーポテンシャルの活用や効率的な事業運営に向けた広域化の推進が求められていることを踏まえ、積極的な応募をお願いします。

記

1. 募集期間

令和3年10月25日（月）～令和4年1月14日（金）

2. 提出資料

- ・(別添4-1) 下水道リノベーション計画 様式、チェックリスト
- ・登録案件の説明に必要な補足資料（適宜提出）

3. 留意事項

提出していただいた案件における登録への適合等について、必要に応じて確認させていただきます。

4. 提出先及び問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課 事業マネジメント推進室

阿部 (abe-s85aa@mlit.go.jp)、久保田 (kubota-k2n7@mlit.go.jp)

TEL : 03-5253-8430（直通）FAX : 03-5253-1597

5. 添付資料

(別添1) 「下水道リノベーション計画」の登録制度について（平成30年12月25日付国水下事第59号）

(別添2) 「下水道リノベーション計画」実施要綱の運用について（平成30年12月25日付国水下事第60号）

(別添3) 下水道リノベーション計画の概要

(別添4-1) 下水道リノベーション計画 様式、チェックリスト

(別添4-2) 【参考】過年度登録計画

6. 参考

過年度に登録した計画

平成30年度 大阪府堺市「堺市三宝水再生センターリノベーション計画」

令和元年度 秋田県「秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センターリノベーション計画」

佐賀県佐賀市「佐賀市下水浄化センターリノベーション計画」

令和2年度 富山県富山市「富山市浜黒崎浄化センターリノベーション計画」

福島県いわき市「いわき市中部浄化センターリノベーション計画」

大分県日田市「日田市浄化センターリノベーション計画」

以上

国水下事第59号
平成30年12月25日

下水道リノベーション計画実施要綱

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部長

「下水道リノベーション計画」の登録制度について

下水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う使用料収入の減少や下水道担当職員の減少、施設の老朽化に伴う大量更新期の到来等により厳しさを増している。下水道事業の持続可能な事業運営体制の構築に向けては、処理場の統廃合や汚泥処理の集約化等により施設管理の効率化を図るとともに、下水道が有する資源・エネルギー・ポテンシャルを活かした収入の多角化、雇用の創出、地域の憩いやにぎわいの創出等、下水道施設魅力あふれる地域の拠点として再生する取組を推進することが重要である。そのため、下水道施設を魅力あふれる地域の拠点に再生するために下水道管理者が主体となって策定する計画である「下水道リノベーション計画」の実施要項を別紙のとおり定めたので通知する。

については、貴職におかれても、関係地方公共団体と十分協議の上、本取組の推進が図られるよう特段の配慮をお願いする。

第1 目的

本要綱は、下水処理場及びポンプ場（以下、下水処理場等という。）を魅力あふれる地域の拠点に再生するために下水道管理者が主体となって策定する計画である「下水道リノベーション計画」の登録等について定め、登録された計画に基づく取組を推進し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

第2 定義

本要綱において下水道リノベーション計画とは、下水処理場等の有する資源・資産を活用しながら、下水処理場等を再生可能エネルギーの供給拠点、防災拠点、憩いやにぎわいを提供する地域活性化の拠点等、魅力あふれる地域の拠点に再生する取組について定めた計画をいう。

第3 計画対象施設

下水道リノベーション計画の対象となる施設は、下水処理場等とする。

第4 計画策定主体

計画対象施設の下水道管理者が策定するものとする。なお、他の関係機関についても追加することができる。

第5 下水道リノベーション計画の認定等

1. 計画策定主体は、本要綱に基づき下水道リノベーション計画を策定し、下水道部長へ登録を申請することができる。
2. 下水道リノベーション計画は、民間企業、地域住民、NPO、他行政分野等との連携・共同のもと、下水処理場等のエネルギー供給拠点化、防災拠点化、憩い・賑わいの拠点化により収益化、維持管理コストの削減等を図るため、下水処理場等の施設、上部空間、敷地、下水道資源（処理水、熱、汚泥等）の活用を図る取組であり、申請に当たっては、次に掲げる事項について記載するものとする。
 - (1) 基本方針
 - (2) 計画推進のための体制に関する事項
 - (3) 目標を達成するために実施する内容
 - (4) 計画対象施設
 - (5) 計画期間
 - (6) 全体事業費
 - (7) その他必要な事項
3. 下水道部長は、1の申請があった下水道リノベーション計画の必要性、事業の効果、関係者の役割分担及び実施体制の確保などの実現可能性、先進性等を勘案し、登録を認める。
4. 登録要件の詳細及び計画の策定にあたって必要な手続きについては、別途定めるところによ

る。

国水下事第60号
平成30年12月25日

第6 下水道リノベーション計画の変更

第5の3の登録を受けた計画策定主体は、当該登録を受けた下水道リノベーション計画の内容について変更が生じた場合は、別途定める手続きに従い、下水道リノベーション計画の変更を行うものとする。

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿

第7 その他

本要綱に定めるもののほか、本要綱の実施に必要な事項については別途定める。

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部下水道事業課長

附則

1. この要綱は、平成30年12月25日から施行する。

「下水道リノベーション計画」実施要綱の運用について

「下水道リノベーション計画」実施要綱については、平成30年12月25日付国水下事第59号において下水道部長から通知したところであるが、その適正な実施を図ることを目的として別紙のとおり運用を定めたので通知する。

については、貴職におかれても、関係地方公共団体と十分協議の上、下水道リノベーションの取組推進が図られるよう特段の配慮をお願いする。

下水道リノベーション計画実施要綱の運用

第1 登録要件

1. 要綱第3に定める計画対象施設については、次の各号の要件を満たすものとする。
 - (1) 広域化・共同化による施設の統廃合や共同利用等の検討がなされていること。
 - (2) 人口減少等に伴う施設規模の適正化、処理方法・技術の導入検討等により、ライフサイクルコストの縮減の検討がなされていること。
2. 要綱第5に定める登録に関して、下水道リノベーション計画は次の各号の要件を満たすものとする。
 - (1) 民間企業、地域住民、NPO、他行政分野等との連携・共同の取組であること。
 - (2) 下水処理場等の施設、上部空間、敷地、下水道資源（処理水、熱、汚泥等）の活用による収益化、維持管理コストの削減等を図る取組であること。
 - (3) 以下のうち2つ以上の拠点化を図る取組であること。
 - ①エネルギー供給拠点化

以下のいずれをも満たすこと。

 - ・汚水処理にかかるバイオマスに限らず、他のバイオマス（し尿、生ごみなど）を受け入れるものであること。
 - ・地域（下水処理場等の外）へ直接、または間接的にエネルギー（下水道由来の電気、ガス、熱、固形燃料等）を供給するものであること。
 - ②防災拠点化

以下のいずれをも満たすこと。

 - ・地域防災計画に位置付けられた防災拠点（広域防災拠点、その他防災拠点としての機能を持つ施設）または避難地（広域避難地、一時避難地、その他避難地としての機能を持つ施設）に指定された下水処理場等であること。
 - ・下水処理場等が地震時に最低限の処理機能等を確保するための耐震性能を有し、マンホールトイレまたは耐震性能が確保された管理棟等によりトイレ機能が確保されるものであること。
 - ・非常用発電設備等により、停電時においても電源が確保されている下水処理場等であること。
 - ・災害時に必要となりうる備蓄物資、再生水等を避難者等、下水道管理者以外に対しても供給するものであること。
 - ③憩い・賑わいの拠点化

下水処理場等の上部空間や敷地における農地、公園、商業利用等により、地域の憩い・賑わいの拠点化を図るものであること。

第2 下水道リノベーション計画の策定

1. 要綱第5に基づき、下水道リノベーション計画に記載する内容には次に掲げる事項を含め、別添様式にまとめるものとする。

(1) 基本方針

- ①下水道リノベーション計画の策定に当たっての方針
- ②第1の2. の(3)の類型、実施による効果

(2) 計画推進のための体制に関する事項

- ①関係団体等
- ②推進体制、役割分担

(3) 目標を達成するために実施する内容

- ①エネルギー供給拠点化に関する内容（該当する場合）
- ②防災拠点化に関する内容（該当する場合）
- ③憩い・賑わいの拠点化に関する内容（該当する場合）

(4) 計画対象施設

- ①対象となる下水処理場等
- ②第1の1. に定める要件に関する検討状況

(5) 計画期間（概ね5年以内とする。）

(6) 全体事業費

(7) その他必要な事項

2. 要綱第5の4に定める必要な手続きについては、次に掲げるとおりとする。

1. 計画策定主体のうち主務を担当する下水道管理者（複数の下水道管理者が関係する場合には協議会等の代表を務める下水道管理者、または連名とする）は、要綱第5の1の申請をしようとする場合は、各地方整備局長（北海道においては北海道開発局長、沖縄県においては沖縄総合事務局長）を経由して、下水道部長に申請するものとする。
2. 計画策定主体は、下水道部長により下水道リノベーション計画として登録された場合には、計画の概要を当該市町村のホームページ等において公表するものとする。

第3 下水道リノベーション計画の実施

下水道リノベーション計画の実施にあたって留意すべき事項は、次の各号のとおりとする。

1. 下水道管理者が実施する事業については、社会資本整備総合交付金の基幹事業および効果促進事業等、既存の事業を有効に活用するものとする。
2. 計画の実施状況を確認し、実施効果についての評価等を行うため、計画策定主体は毎年度末に取組状況を下水道部に報告するとともに、計画の完了年度には実施効果等について下水道部に報告するものとする。

第4 下水道リノベーション計画の変更

要綱第6に定める下水道リノベーション計画の変更について、次の各号に該当する場合には運用第2の2の規定を準用し、変更手続きを行うものとする。次の各号に該当しない軽微な変更の場合には、運用第2の2の規定を準用した手続きによらず、各計画主体において変更することができる。この場合、各地方整備局長（北海道においては北海道開発局長、沖縄県においては沖縄総合事務局長）への報告を行うものとする。

1. 基本方針等に関する変更

下水道リノベーション計画の概要

- 下水処理場等の有する資源・資産を活用しながら、下水処理場等を再生可能なエネルギーの供給拠点、防災拠点、憩いや賑わいを提供する地域活性化との拠点等、魅力あふれる地域の拠点に再生する取組について定めた計画を「下水道リノベーション計画」とする。
- 策定主体は下水道管理者とし、下水道部長において登録を行う。
- 登録した地域については、社会資本整備総合交付金等により積極的に支援。

○対象施設

・下水処理場及びポンプ場

○計画策定主体

・下水道管理者

○登録要件

(1) 民間企業、地域住民、NPO、他行政分野等との連携・共同の取組

(2) 下水道施設や水道資源の活用による収益化・維持管理コストの削減等を図る取組

(3) 以下のうち、**2つ以上の拠点化**を図る取組

① エネルギー供給拠点化

② 防災拠点化

③ 憩い・賑わいの拠点化

※「下水道リノベーション計画」に基づき、下水道事業を実施する場合には、広域化・共同化の検討やライフサイクルコストの低減等の検討が必要



地域ハイオマスを受け入れ
地域の防災拠点として避難者を受け入れ
農地活用により雇用を創出

下水道リノベーション計画の策定

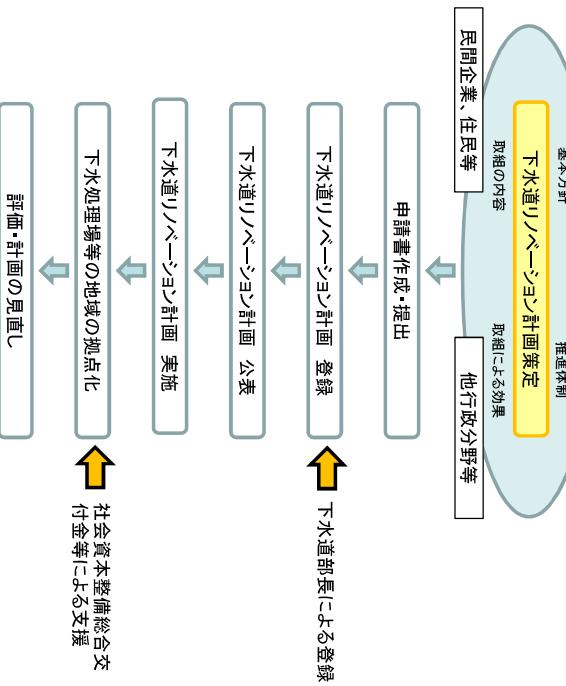
再生する取組

第5 関連する法定計画等との整合

計画策定主体は、下水道リノベーション計画については、下水道法に基づく事業計画等の関連する法定計画等との整合を図るものとする。

第6 その他

下水道リノベーション計画の策定及び実施にあたっては、関連するまちづくりの計画等との調和に配慮するとともに、相互に円滑な推進が図られるように十分に調整を行うものとする。



下水道リノベーション計画 様式

計画名		
処理場名		
関係都道府県	関係市町村	
計画策定主体		
(1)基本方針		
①「下水道リノベーション計画」の策定にあたっての方針		
○○○净化センターについて、魅力あふれる地域の拠点として再生するため、エネルギー供給拠点、防災拠点、憩い・賑わいの拠点化進める。		
(2)「下水道リノベーション計画」の類型、実施による効果 ※上段に、該当するものは“○”、該当しないものは“-”を記載		
エネルギー供給拠点化	防災拠点化	憩い・賑わいの拠点化
(3)計画策定のための体制に関する事項		
①関係団体等		
②推進体制、役割分担		
【○○県○○市総務部防災課】 ・○○净化センターへの備蓄品の準備 【○○県○○市土木部下水道課】 ・○○净化センターにおける発電関連設備の整備、水処理施設の耐震化、備蓄倉庫、マンホールトイレ等の整備 【○○県○○市農林水産部農林整備課】 ・○○株式会社による農業用ハウス整備への補助等		
【○○株式会社】 ・○○净化センター敷地内に農業用ハウスを整備 【NPO法人○○】 ・○○净化センターを活用した防災訓練の主催		
(4)計画対象施設の要件に関する検討状況※検討状況に関する参考資料を添付すること		
(5)計画期間		
(6)全体事業費		
うち、下水道事業に係る費用 ※社会資本整備総合交付金にかかるものの		
(7)その他必要な事項		

※必要に応じてページを追加

下水道リノベーション計画 様式

計画名	○○市○○净化センターにおけるリノベーション計画	
処理場名	○○净化センター	
関係都道府県	○○県	関係市町村 ○○市、○○町
計画策定主体	○○市	
(1)基本方針		
①「下水道リノベーション計画」の策定にあたっての方針		
○○○净化センターについて、魅力あふれる地域の拠点として再生するため、エネルギー供給拠点、防災拠点、憩い・賑わいの拠点化進める。		
(2)「下水道リノベーション計画」の類型、実施による効果 ※上段に、該当するものは“○”、該当しないものは“-”を記載		
エネルギー供給拠点化	防災拠点化	憩い・賑わいの拠点化
○	○	○
○地域バイオマス(生ごみ、し尿、浄化槽汚泥)を○○净化センターに集約し、バイオガス発電を実施することにより、約○世帯分の電力を地域に供給する。		
○○○市地域防災計画に防災拠点として位置付けられている○○净化センターの耐震化等により、災害時ににおける地域の防災拠点とための機能確保が図られる。		
(2)計画策定のための体制に関する事項		
①関係団体等	<行政機関> ○○県○○市総務部防災課 農林水産部農林整備課 土木部下水道課	
	<住民（団体）や企業等> ○○株式会社 NPO法人○○	
(2)推進体制、役割分担		
【○○県○○市総務部防災課】 ・○○净化センターへの備蓄品の準備 【○○県○○市土木部下水道課】 ・○○净化センターにおける発電関連設備の整備、水処理施設の耐震化、備蓄倉庫、マンホールトイレ等の整備 【○○県○○市農林水産部農林整備課】 ・○○株式会社による農業用ハウス整備への補助等		
【○○株式会社】 ・○○净化センター敷地内に農業用ハウスを整備 【NPO法人○○】 ・○○净化センターを活用した防災訓練の主催		
(3)目的を達成するために実施する内容 ※社会資本整備総合交付金で実施する下水道事業には下線を引き、整備内容が記載している整備計画の写しを添付		
①エネルギー供給拠点化に関する内容	○○○市がPFI事業（BTO方式）により、メタン発酵設備、バイオガス発電機等を整備。下水汚泥と他バイオマスの混合・調整に必要な施設及びその付帯設備の整備。	
②防災拠点化に関する内容	○○○市が下水道事業により、○○净化センターにおいて以下を実施。 ・水処理施設の耐震化 ・備蓄倉庫、マンホールトイレの整備 ・非常用発電設備の機能増強 ○○○市により、備蓄倉庫への備品（飲料水、非常食、毛布等）を購入。	
③憩い・賑わいの拠点化に関する内容	○○○株式会社が熱交換器、農業用ハウスを整備し、維持管理、運営を実施。	
(4)計画対象施設の要件に関する検討状況※検討状況に関する参考資料を添付すること		
○本計画においては、汚泥濃縮設備、非常用発電について改築更新を実施。 ○汚泥濃縮設備の更新に当たっては、将来推計を踏まえ必要な能力について確認した結果、現有能力で更新することが妥当と判断している。 ○また、非常用発電設備については高効率化、高機能化の設備を導入することで、施設の安定稼働及び災害時の機能確保を図る。		
(5)計画期間	平成○○年度～平成○○年度（予定）	
(6)全体事業費	概算費用 ○○百万円（予定）	
うち、下水道事業に係る費用 ※社会資本整備総合交付金にかかるものの	概算費用 ○○百万円（予定）	
(7)その他必要な事項	※別添のとおり（該当する場合のみ記載）	

※必要に応じてページを追加

下水道リノベーション計画 チェックリスト

項目	確認事項	チェック欄	確認のポイント
(1)基本方針			
①基本方針	持続可能な下水道事業の運営に寄与する取組か		要綱第5の3に基づき、確認を行うこと
②計画の類型、実施による効果	(1)～(3)のうち、2つ以上の拠点化を図る取組か		既に実施されているものも可とする
(1)エネルギー供給拠点化	汚水以外のバイオマスを受け入れている、もしくは受け入れる計画となっているか。		下水道以外のバイオマスを受け入れることが必須
	下水道由来の電気、ガス、熱、固形燃料等のエネルギーを地域に対して供給する取組か		エネルギー供給量が定量的に示されていることが望ましい
(2)防災拠点化	地域防災計画に位置付けられた防災拠点、避難地に指定されているか		災害時における当該施設の位置付けを確認できる資料を示すことが望ましい
	地震時に最低限の処理機能等を確保するための耐震性を有しており、災害時においてもトイレ機能を有しているか		・地震時ににおいても、揚水・沈殿・消毒の機能を最低1系列確保を出来ていることを指す ・マンホールトイレもしくは耐震性を有している施設に設置されたトイレを有しているか
	停電時においても、非常用発電等などの電源を有しているか		常設の発電機でなくとも、移動電源車等による電力供給体制が確保されている場合も可とする
	災害時に必要な物資を備蓄しており、避難者等に供給することができるか		下水道管理者以外に供給する予定があることが必須
(3)憩い・賑わいの拠点化	地域のために、処理場等の上部空間、敷地等を活用する取組か 憩い・賑わいの創出に繋がる取組か		・取組内容について、関係機関との調整が十分に図られていること ・取組の概要についての資料を示すことが望ましい
(2)計画策定のための体制に関する事項			
①関係団体等	下水道以外の分野が参加する取組か		申請時には関係団体等との合意形成が図られていることとする
②推進体制、役割分担	それぞれの役割分担が明確に決められているか		
(3)目的を達成するために実施する内容			
①エネルギー供給拠点化			・取組内容における具体的な事業内容、概算費用、工期等を示すこと
②防災拠点化	(1)基本方針の②計画の類型、実施による効果に記載された取組内容と整合が図られているか		
③憩い・賑わいの拠点化			・取組内容と(1)基本方針の②計画の類型、実施による効果の関係性について検討資料を確認することが望ましい
(4)計画対象施設の要件に関する検討状況			
①広域化・共同化の取組の検討	近接する他の処理場と統合する可能性や汚泥の集約処理等について検討がなされているか。		・近接する他の汚水処理施設との位置関係を示すこと ・処理場の統合等については検討の結果、実施しないこととなった旨でも可とする。
②施設規模の適正化、ライフサイクルコストの経済性についての検討	・施設、設備の能力は将来人口等を踏まえた適切な規模になっているか ・建設費、維持管理費の縮減に資する検討がなされているか		・将来人口等を踏まえた水量予測を踏まえた必要能力を示すこと ・事業実施による効果については建設費・維持管理費の両面からの比較、縮減効果を示すこと



下水処理場を地域社会の核へ！ ～『エネルギー供給拠点化』『防災拠点化』『憩い・賑わいの拠点化』の取り組み～

◆エネルギー供給拠点化

下水再生水を約2km離れた大型商業施設に送水し、再生水が有する熱を給湯・空調用の熱源として利用する取り組みを実施中。熱利用後の下水再生水はせせらぎ水路の水源としても活用。



現地調査班等の待機室



◆防災拠点化

地域防災計画において、「三宝水再生センターの防災拠点化」を位置付け。その一環として、三宝水再生センター内に「災害対策センター」を設置。



◆憩い・賑わいの拠点化

あじさい祭りを毎年開催（H30は9日間で約9,600人来場）。下水道事業のPRをするとともに、地域に開かれた空間の形成を図っている。



- 堺市が平成31年3月に策定した「三宝水再生センターリノベーション計画」を、国土交通省が「下水道リノベーション計画」の第1号として認定。三宝水再生センターを地域社会の核とすべく、エネルギー供給拠点化、防災拠点化、憩い・賑わいの拠点化の取り組みを推進。
- 今後も、継続的なエネルギー供給を行ったための施設の更新、防災力強化の観点から処理場間ネットワークの整備や監視設備の高度化、施設の上部空間に広場を整備するなど、拠点化のための取り組みを実施していく。



◆エネルギー供給拠点化

広域化・共同化の推進によりバイオマス集約を進め、老朽化している汚泥焼却炉を燃料化炉への更新や、恵まれた風況を活かす風力発電等の再生可能エネルギー利用の推進により、処理場のエネルギー自立化と地域の脱炭素化に貢献すると共に大災害時の非常電源として活用。

◆憩い・賑わいの拠点化

下水汚泥由来肥料により、県内で育成された「じゅんかん育ち」の普及促進や、潤沢にある処理水や燃焼炉の排熱等を活用する共同研究、未利用・低利用である下水道用地や建屋の活用により、人を呼ぶ取組を推進。



- 人口減少社会における処理場の新たな価値創造により、地域社会に貢献するため「秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センターリノベーション計画」を策定し、広域化・共同化の推進でバイオマス集約や土地等の積極的な利活用により、**エネルギー供給拠点化**・**憩い・賑わいの拠点化**として処理場を再生する取組を推進
- 秋田県では流域下水道を核に市町村と協働で広域化・共同化を推進しており、令和2年度の**国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」**を受賞、同年8月に秋田市中心部の汚水を受け入れるなど、地域のつよみを活かした取組を県下最大の終末処理場において実施



エネルギー供給拠点化

し尿処理場から排出されるし尿・浄化槽汚泥と、食品工場から発生する食品由来汚泥をバイオマス資源として、下水净化センターへ集約。

受け入れた資源は、農業用の肥料や再生水として市民に還元するとともに、発電や藻類培養に活用。

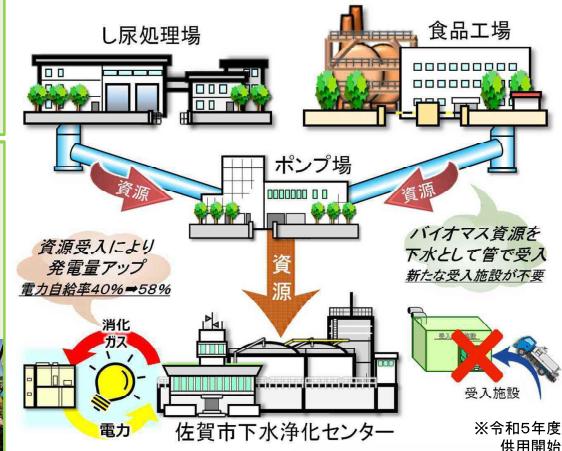
憩い・賑わいの拠点化

製造した肥料は、下水净化センターで市民へ提供。施設内には、農業実証ハウスを設置し、資源のさらなる活用に向けた研究を実施。

また、管理棟の外壁を明るくするとともに、施設内に肥料利用の動画などの展示施設を設置することで、市民から喜ばれる拠点へと刷新。



地域資源を下水净化センターへ集約！



- 佐賀市下水净化センターでは、施設内の改築のタイミングに合わせて、**処理場の統廃合**や**汚泥処理の集約化**、**処理場のイメージアップ**等を実施。
- これに合わせて、新たな施設をできるだけ設けず、既存施設を最大限に活かした、さらなる**再生可能エネルギー**の創出や**資源の利活用**を実施。
- 佐賀市の下水道リノベーション計画では、**低炭素社会**に向けた**事業効果**の発現と**行政コストの削減**を一体的に図ることで、市独自の資源循環システムを実現。

浜黒崎浄化センター



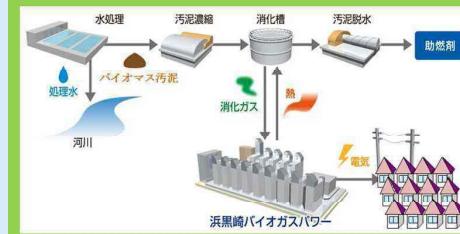
下水処理場を中心とした環境未来型都市の実現へ！

～脱炭素型レジリエントシティとやまへの取り組み～

エネルギー供給拠点化

汚水処理施設の再編を推進することにより、農業集落排水施設やコミュニティプラントから発生するバイオマスを下水管渠を通じ、効率的に集約。汚泥を処理する過程で発生する未利用資源である消化ガス及び処理場用地を有効活用することで発電し、地域へエネルギー供給することで、環境に配慮した脱炭素化に寄与。

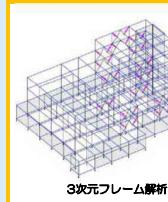
消化ガス発電の仕組み



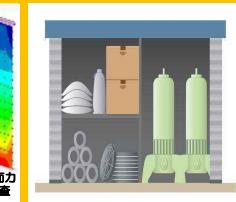
防災拠点化

富山市地域防災計画の防災拠点として位置付けられている浜黒崎浄化センター管理棟をはじめ、重要な施設の耐震化を進めることで、避難所として必要な機能を確保及び災害時における汚水処理機能を確保し、しなやかでレジリエントなまちづくりに寄与。

耐震化



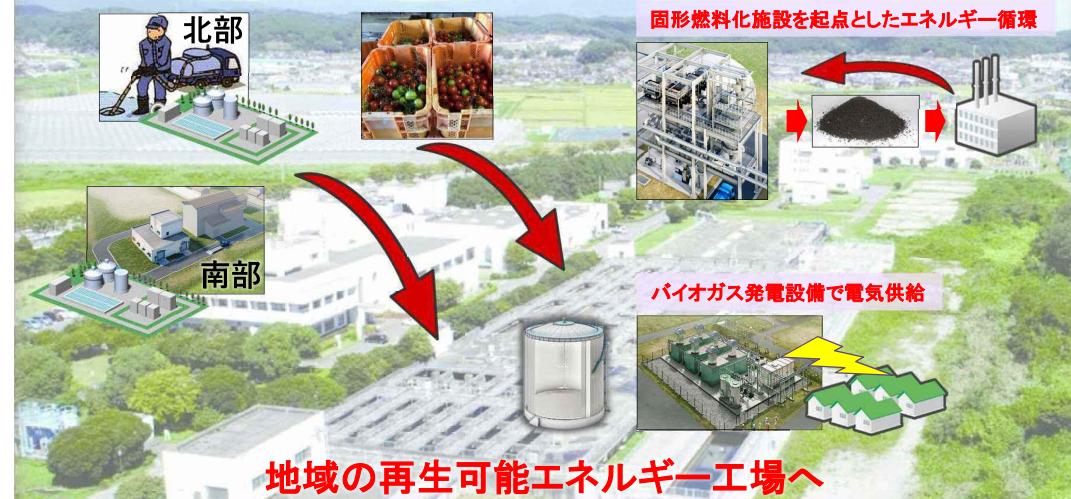
防災用倉庫



- 平成23年12月の国の「環境未来都市」の選定、平成26年12月のロックフェラー財団による日本初の「レジリエントシティ」の選定を受け、脱炭素型のレジリエントなまちづくりを実現するため、「浜黒崎浄化センターリノベーション計画」を策定。
- バイオマスを効率的に集約することで、民間事業者と連携し、安定したエネルギー供給（消化ガス発電）を実施。
- 耐震化を推進することにより強靭な施設へ再構築することでレジリエントシティを目指す。

福島県 いわき市

下水汚泥や 地域バイオマスを集約



地域の再生可能エネルギー工場へ

暮らしと未来をささえつづける下水道へ！

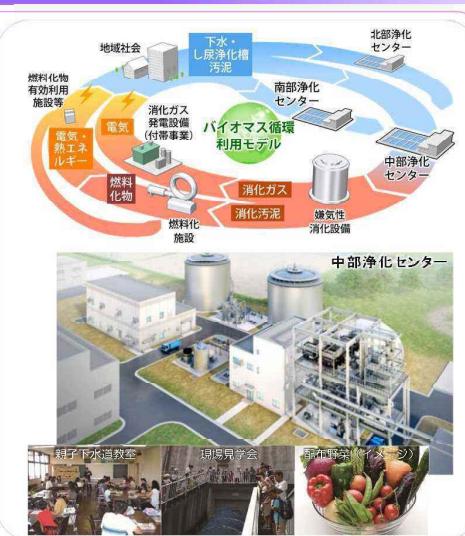
中部浄化センター リノベーション計画スタート

エネルギー供給拠点化

- ・ 下水汚泥や地域バイオマス（地域から発生するし尿・浄化槽汚泥や植物由来のバイオマス）を下水処理場に集約する
- ・ 集約した下水汚泥等を利活用し、バイオガス発電設備で発電した電力を地域へ供給することや、製造した固形燃料化物を原料とした熱エネルギーを下水処理場で活用し下水処理場内のエネルギー循環を図る

憩い・賑わいの拠点化

- ・ 中部浄化センターにおいて、地元小学生等を対象とした親子下水道教室や、地元住民を対象とした現地見学会を実施し、下水道の役割等に関する市民意識の醸成を図るとともに、地産品（野菜等）の配布等のPRを通じて地域の活性化を図る



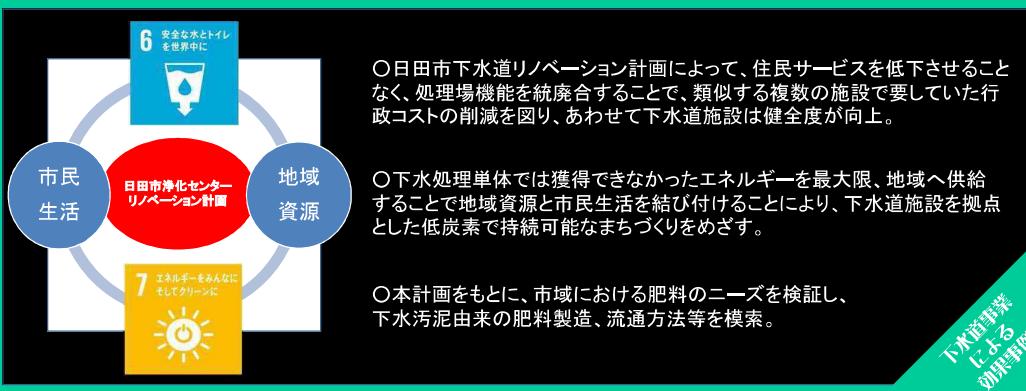
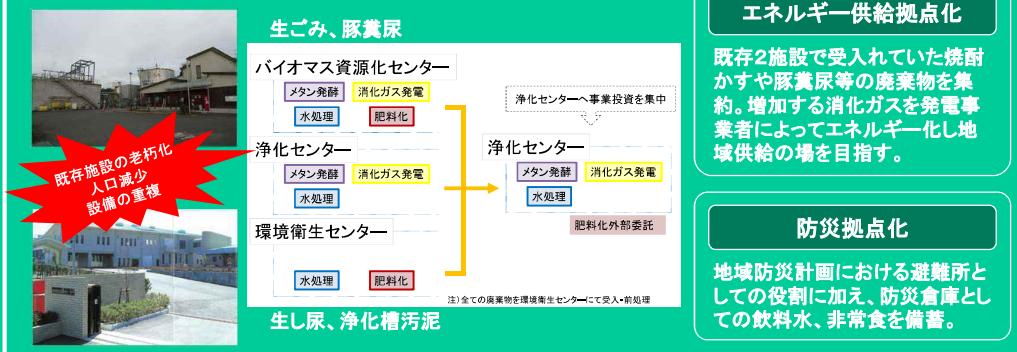
- 持続可能な下水道事業経営や循環型社会への実現に向けて、下水道リノベーション計画を策定し、下水汚泥や地域バイオマスの利活用を通じて、エネルギー供給拠点化、憩い・賑わいの拠点化を目指す
- 老朽化したし尿処理場等を廃止し、下水処理場に処理機能を集約して効率的な生活排水処理体制を構築するとともに、処理機能を集約する下水処理場に固形燃料化施設やバイオガス発電設備等を整備し、下水汚泥や地域バイオマスを再生可能エネルギーとして利活用を目指す
- 下水処理場から地域の活性化を目指す

下水道リノベーション計画で地域資源循環！

～地域バイオマス資源の積極活用に向けた取り組み～



下水処理場を拠点とした資源循環システムの構築



事務連絡
令和3年10月29日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
(上記、各地方整備局等経由)
市町村下水道担当部長・課長
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネットNO.239について

1. 人身事故

(1) 維持管理作業

令和3年9月は1件(死亡:0件、負傷:1件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ1件減少しました。

負傷事故の事例として、施設点検作業において作業員が地上部からおよそ10m下にある雨水調整池の底部で倒れているのを別の作業員が発見し、当該作業員の首・背骨・肋骨の骨折が確認されました。倒れていた作業員に記憶がなく、目撃者もいない状況ですが、軽い脳梗塞の症状が見られたとのことであり、作業中に脳梗塞を起こし安全帯等を装着していない状況だったため地上から転落した可能性があるとのことです。

(2) 工事

令和3年9月は13件(死亡:0件、負傷:13件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総数は2件増加しています。

負傷事故の事例として、片付け作業において蓋の開いていたマンホールにブルーシートがかかっており、作業員が誤って足を踏み入れてしまい、開口部から転落して負傷したという事故が発生しました。

2. 水質事故等

令和3年9月は6件(水質事故:4件、その他案件:2件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ4件増加しました。

水質事故の事例として、油が雨水管に流入し、雨水排水栓門から河川に油が流出するという事案が発生しました。

3. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用して頂きまして、事故の未然防止に努めて頂きますようお願いします。

HP : http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用していただきますようお願いします。

HP : http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故担当）

石塚 : ishizuka-t55uc@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX: 03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事故担当）

工内 : kunouchi-y2n4@mlit.go.jp

久保田 : kubota-k2n7@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX: 03-5253-1597

令和3年度

下水道に関する人身事故発生状況について (令和3年9月末時点)

1. 総括

2. 維持管理作業

3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部

2.人身事故発生状況(維持管理作業)
(令和3年9月末時点)

令和3年度

1.人身事故発生状況(総括)
(令和3年9月末時点)

令和3年度

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	9月までの集計	合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)							0 (0)	0 (2)
	2. 負傷事故	4 (4)	1 (2)	4 (2)	1 (5)	8 (5)	1 (2)							19 (20)	19 (43)
	合計	4 (4)	1 (2)	4 (2)	1 (5)	8 (5)	1 (2)							19 (20)	19 (45)
	累計	4 (4)	5 (6)	9 (8)	10 (13)	18 (18)	19 (20)							-	-
工事	1. 死亡事故	0 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	1 (2)	0 (0)							2 (6)	2 (7)
	2. 負傷事故	8 (0)	5 (7)	5 (5)	1 (7)	6 (9)	13 (11)							38 (39)	38 (109)
	合計	8 (2)	5 (8)	6 (5)	1 (8)	7 (11)	13 (11)							40 (45)	40 (116)
	累計	8 (2)	13 (10)	19 (15)	20 (23)	27 (34)	40 (45)							-	-
合計	1. 死亡事故	0 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	1 (2)	0 (0)							2 (6)	2 (9)
	2. 負傷事故	12 (4)	6 (9)	9 (7)	2 (12)	14 (14)	14 (13)							57 (59)	57 (152)
	合計	12 (6)	6 (10)	10 (7)	2 (13)	15 (16)	14 (13)							59 (65)	59 (161)
	累計	12 (6)	18 (16)	28 (23)	30 (36)	45 (52)	59 (65)							-	-

※下段()書きは前年度(令和2年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度合計	
事業者主体	1. 都道府県	1	0	1	1	0	3	0							5	12
	2. 政令市	2	0	1	1	2	1								7	9
	3. 一般市	0	1	2	0	3	0								6	22
	4. 町村	1	0	0	0	0	0								1	2
	5. その他	0	0	0	0	0	0								0	0
発生施設	合計	4	1	4	1	8	1								19	45
	1. 管渠	0	0	0	0	0	1								1	2
	2. マンホール	1	0	0	0	1	0								2	6
	3. 処理場	2	1	4	0	6	0								13	24
	4. ポンプ場	0	0	0	1	1	0								2	8
	5. その他	1	0	0	0	0	0								1	5
事故類型	合計	4	1	4	1	8	1								19	45
	死亡事故	0	0	0	0	0	0								0	2
	1. 墜落・転落	0	0	0	0	0	0								0	0
	2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	0								0	0
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0								0	0
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0								0	0
	5. 転倒	0	0	0	0	0	0								0	0
	6. 激突	0	0	0	0	0	0								0	0
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0								0	0
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0								0	1
	9. 感電	0	0	0	0	0	0								0	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0								0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0								0	0
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0								0	0
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0								0	0
	14. その他	0	0	0	0	0	0								0	1
被災者数(人)	負傷事故	4	1	4	1	8	1								19	43
	1. 墜落・転落	1	1	1	0	1	1								5	16
	2. はさまれ・巻き込まれ	1	0	1	1	3	0								6	12
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0								0	0
被災者数(人)	4. 切れ・こすれ	0	0	2	0	0	0								2	1
	5. 転倒	1	0	0	0	2	0								3	3
	6. 激突	0	0	0	0	0	0								0	2
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0								0	0
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0								0	1
	9. 感電	0	0	0	0	0	0								0	1
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0								0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0								0	1
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0								0	2
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0								0	0
	14. その他	1	0	0	0	2	0								3	4
被災者数(人)	合計	4	1	4	1	8	1								19	45
	1. 自治体職員	1	0	0	0	0	0								1	3
	2. 委託先業者	3	1	4	1	8	1								18	47
	3. 第三者	0	0	0	0	0	0								0	2
被災者数(人)	合計(人)	4	1	4	1	8	1								19	52
	累計	4	5	9	10	18	19								-	-

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	(単位:人)
被災者数(人)	1. 自治体職員	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	2. 委託先業者	3	2	1	3	10	2	4	4	4	6	4	4	47	
	3. 第三者	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
	合計(人)	4	2	2	5	10	2	4	4	5	6	4	4	52	
	累計	4	6	8	13	23	25	29	33	38	44	48	52	-	-

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

人身事故情報データベース(維持管理作業)

令和3年9月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
9月										
1	R3.9.27	2.政令市	管渠	②負傷事故 ①墜落・転落	雨水合流の配管設と検査において作業員が地盤からおよそ10m下の雨水調整池の底部で倒れているのを別の作業員が発見した。現場に居合わせた他の作業員で当該作業員が転落するのを目撃した者はいらないが、病院搬送時に「救助ロープ」を使用するなど、安全装置の充実化が求められる。また、現場では「腰帯式安全帯」を着用していなかったため転落した可能性がある。ただし、当該作業員本人の記憶や目撲名がいらないため状況は不明である。	様子での警戒時には、「三点支持」に加えて、「袖筋ロープ」を併用するなど、昇降時の声掛けを必ずしと石打手氣を行い、昇降時の位置を確認する。	委託先業者	69	男	首・背骨・肋骨の骨折

3.事故発生状況(工事)

(令和3年9月末時点)

令和3年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 合計	
		1. 都道府県	0	1	1	1	2	2							7	6
事業者主体	2. 政令市	6	3	4	4	9	9								35	60
	3. 一般市	4	2	2	0	2	7								17	71
	4. 町村	0	0	2	0	0	0								2	11
	5. その他	0	0	0	0	0	0								0	1
	合計	10	6	9	5	13	18								61	149
工事分類	1. 管きょ開削	6	2	8	4	7	12								39	93
	2. 管きょ推進	1	2	0	0	0	2								5	19
	3. 管きょシールド	0	0	0	0	0	0								0	2
	4. 管きょその他	2	1	1	0	1	0								5	10
	5. 処ボ土木建築	1	1	0	0	2	1								5	15
	6. 処ボ機械電気	0	0	0	0	0	1								4	8
	7. 処ボその他	0	0	0	1	2	0								3	2
	合計	10	6	9	5	13	18								61	149
事故類型	1. 墜落・転落	0	0	0	1	1	4								6	18
	2. はさまれ・巻き込まれ	3	4	3	0	1	4								15	30
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	1								1	7
	4. 切れ・こすれ	1	1	1	0	1	0								4	4
	5. 転倒	1	0	0	0	1	0								2	4
	6. 激突	1	0	0	0	0	0								1	13
	7. 土砂崩壊	1	0	0	0	1	1								3	11
	8. 交通事故	0	0	1	0	0	1								2	2
	9. 感電	0	0	0	0	0	0								0	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0								0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0								0	0
	12-1. 公衆災害(人身)	0	0	0	0	0	1								1	15
	12-2. 公衆災害(物損)	2	1	3	4	6	5								21	38
	13. 作業車両の横転	0	0	1	0	0	0								1	1
	14. その他	1	0	0	0	2	1								4	6
	合計	10	6	9	5	13	18								61	149
被災者数(人)	1. 死亡	0	0	1	0	1	0								2	7
	2. 重傷(全治1ヶ月以上)	7	4	5	1	4	11								32	83
	3. 軽傷(全治1ヶ月未満)	1	1	0	0	2	2								6	26
	合計(人)	8	5	6	1	7	13								40	116
	累計	8	13	19	20	27	40								-	-
その他(民間発注工事など)	1. 死亡	0	0	0	0	0	0								0	0
	2. 負傷	0	0	0	0	0	0								0	0

令和2年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	(単位:人)
		1. 死亡	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	7
被災者数(人)	2. 重傷	0	4	4	6	8	6	8	13	12	7	11	4	83	
	3. 軽傷	0	3	1	1	1	5	1	1	6	3	3	1	26	
	合計(人)	2	8	5	8	11	11	9	14	18	10	14	6	116	
	累計	2	10	15	23	34	45	54	68	86	96	110	116	-	
その他(民間発注工事など)	1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

事故情報データベース(工事)

令和3年9月末時点

NO.	発生年月日				事故概要			発生場所	事故類型	年齢	性別	被害状況	被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業											
6月															
1	R3.9.3	1.都道府県	5.鉄骨土木建築	片付け作業	片付け作業を行なっていたところ、マンホールの蓋が開いており開口部から落って転落して負傷した。マンホール開口部にはブルーシートがかかっており開口部が一目で確認できない状態であり、開口部に転落防止用のネットや転落防止柵などは設置していなかった。			現場内	1.墜落・転落	19	男	左外傷性気胸、左肋骨骨折			
2	R3.9.3	3.一般市	2.管きょ推進	片付け作業	覆工板(鉄板)をチェーンスリングを用いて撤去していく際に覆工板(鉄板)に吊り掛けが途中に引っかかっておらず、吊り上げ途中に高さ10cm程度のところから落なし、玉掛け作業をしていた作業員の右手の平が挟まれて負傷した。			現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	24	男	右全指切断			
3	R3.9.4	2.政令市	1.管きょ開削	掘削作業	まつ・取付管撤去のため、バックホウにて掘削作業を進めていたところ、勝手にガス供給管を損傷させた。当該箇所は、ガス設置団では埋設管が記載されていたが、ガス会社との事前立会いの時にはマーキングがされなかつたため、埋設管がないものといい込んでしまった。			現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷			
4	R3.9.6	1.都道府県	6.鉄骨機械電気	研り作業	床面コンクリート研り作業中、研り機の「のみ部」が折損し、研り機のみ部の操作先が右足の安全靴つま先の保護部分に当たった後、ハウジド保護部分が無いところに当たり負傷した。			現場内	14.その他	71	男	右足人差指骨折			
5	R3.9.6	2.政令市	1.管きょ開削	掘削作業	管布設のために、歩道より深さ1.5mまで掘削し、アルミ矢板土留めの準備中に、作業員が掘削面の整正を行なっていたところ、掘削前面が土砂崩壊して右足を負傷した。			現場内	7.土砂崩壊	71	男	右足太腿骨折-右足脛経筋膜損傷			
6	R3.9.8	3.一般市	1.管きょ開削	-	歩道遮断ブロック搬付替えのため、撤去するブロックをバックホウで持ち上げてロープを掛けよう手を入れた際にブロックが滑って落なし、作業員の右手を挟み負傷した。			現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	63	男	右手親指骨折			
7	R3.9.10	2.政令市	1.管きょ開削	埋戻作業	転圧機械(フレートランマー)を建込み等土留内部(堀山内)に移動しようとしたところ、玉掛けが不十分な状態で吊り上げてしまつたため、移動途中でブックの外れ止めが外れ、堀山外で作業している作業員付近に落下し、地上で跳ねた転圧機械が作業員の腰と足趾に衝突して負傷した。			現場内	3.飛来・落下	29	男	踵の打球及び左足趾を複数箇所骨折			
8	R3.9.11	2.政令市	6.鉄骨機械電気	鉄骨架台組立作業	鉄骨吊上げ中に、スリングロープが切れ、鉄骨が落し、そのままひびき、安全帯不使用だった作業員が3.2mの高さから落とした。			現場内	1.墜落・転落	52	男	左肩甲骨骨折、筋膜炎、筋膜挫傷、脇筋・筒筋開節・両足間筋打球損傷(全治1ヶ月未満)			
9	R3.9.13	2.政令市	6.鉄骨機械電気	配管敷設作業	処理場内で移設管(Φ150鉄管)の様手卸し・込み作業中、作業員が鉄管管の挿入部に手指を入れてしまい、左手親指が挟まれ負傷した。			現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	41	男	左母指末節骨間筋断裂・創傷感染症			
10	R3.9.14	2.政令市	1.管きょ開削	掘削作業	管きょ(合流)φ400布設工事の掘削作業時において既設埋設管(水管管およびガス管)の露出は完了していたがバックホウの操作ミスによりガス供給管約30cmを破壊させてしまった。			現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷			
11	R3.9.17	3.一般市	1.管きょ開削	その他	バックホウが後退中にオレーラーの後方不注意により背後にいた作業員を接触し、右足を負傷した。			現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	52	男	右足骨折			
12	R3.9.17	2.政令市	1.管きょ開削	掘削作業	下水道再整備工事に係る試掘作業を行なった際、小型バックホウ(BH0.13)で操作を誤り、ガス供給管(Φ30)を引っ掛けで切断した。			現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷			
13	R3.9.18	3.一般市	1.管きょ開削	As舗装補修工	雨天のため本工事作業は行なっていなかったが、車道部復旧箇所の段差補修が必要となり、ゴムマットの設置作業を行なった際に進行車両にはねられ、作業員が10m程度飛ばされた。			現場内	8.交通事故	62	男	全身打球、脳挫傷、右足骨折			

事故情報データベース(工事)

令和3年9月末時点

NO.	発生年月日				事故概要			発生場所	事故類型	年齢	性別	被害状況	被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業											
6月															
14	R3.9.20	3.一般市	1.管きょ開削	玉掛け作業	クレー・機能付きバックホウにて敷設板の吊り下ろし作業中、作業員が作業半径内に持ち入ってしまい、側にいた他の作業員(公園で芝生され、後ろ向きに作業半径内へ移動したところ、破壊した)側溝に倒れて頭に吊り下ろしで負傷を受けた。立ち上がりとしたが体のバランスを失し、約5m下の距離で吊り下ろし負傷した。			現場内	1.墜落・転落	20	男	左小指切創、左小指末節骨開放性骨折			
15	R3.9.21	3.一般市	2.管きょ推進	その他	当該工事の基面(4グラン)の荷台にフルート(一平掛・幅10cm・厚さ4mm・長さ約6m)を約2m飛び出した状態で歩行者+自転車通路付近に車両を停めさせていた。そこへ自転車で走行してきた通行者が当該車両荷台から飛び出したフルートバーに気付かず頭頂部をフルートバーに接触させ、頭部を負傷した。			現場内	12-1.公衆災害(人身)	15	男	頭部切創(全治1ヶ月未満)			
16	R3.9.21	2.政令市	1.管きょ開削	掘削作業	ます・取付管撤去のため、バックホウにて掘削作業を進めていたところ、山内にコンクリートのガラスが出てきたのでバックホウにて撤去しようとしたらガスの供給管を損傷させた。 ガス会社の供給管ではない埋設管では供給管の埋設箇所が屈曲しているため、この位置では供給管の屈曲部にガス管の埋設表示もあったが、屈曲内にガスの供給管が存在しないものと思込んで施工してしまった。 また、ガス供給管は推進工法・削削工法で建設されており、埋設シートや埋設土の色の違い等が無かつたため、事故発生までガス供給の存在に気が付かなかつた。			現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷			
17	R3.9.22	2.政令市	1.管きょ開削	掘削作業	試験における路盤削削時に、本来人力で削削すべき路盤下部分までバックホウの爪が入り、バケットを引き上げる際に土被り約60cmの位置に埋設されていたガス管を持ち上げる形で接触し、ガス管を変形させてしまった。 なお、ガス供給管は埋設位置のマーキング及びオフセット図に記載の位置から約2m離れた位置に埋設されていた。			現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷			
18	R3.9.24	3.一般市	1.管きょ開削	その他	ユニクロの荷台に荷物を積んでおり、足を踏み台にしおよどめ足をかけたところ、直前の降雨で滑り足りなくなつたため、足を滑らせ約1.4m下の車道へ転落して負傷した。			現場内	1.墜落・転落	50	男	右首筋粉砕骨折、骨盤骨折			

:死亡事故

:負傷事故

:物損事故

水質事故等発生状況 (令和3年9月末時点)

[総括]

														(単位:件)	
水質事故等 合計		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
累計		2 (9)	5 (12)	6 (18)	8 (21)	13 (26)	19 (28)							19 (50)	- -

[内訳]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	(単位:件)
事業主														
1. 都道府県	0 (2)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (2)								2 (15)
2. 政令市	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (2)	2 (0)	3 (0)								7 (8)
3. 一般市	2 (6)	0 (1)	1 (4)	1 (1)	2 (4)	3 (0)								10 (24)
4. 町村	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (3)
5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)								19 (50)
発生														
1. 管渠	2 (5)	1 (1)	0 (2)	1 (1)	0 (0)	4 (0)								8 (15)
2. マンホール	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (1)	1 (1)								5 (10)
3. 処理場	0 (3)	0 (2)	0 (1)	1 (0)	1 (2)	0 (1)								2 (14)
4. ポンプ場	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)								3 (5)
5. その他	0 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (0)								1 (6)
合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)								19 (50)
原因														
1. 下水道管理者(委託先含む)	0 (3)	1 (3)	0 (5)	1 (2)	2 (1)	1 (1)								5 (25)
2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	1 (1)								6 (7)
3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (4)	1 (0)	0 (1)	1 (1)	2 (2)	4 (1)								8 (18)
合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)								19 (50)
事 故														
① 悪質下水の流入・放流水質が基準に不適合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (2)
② 悪質下水の流入・放流水質が基準に適合	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)							0 (3)
③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (2)	0 (1)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (1)								2 (7)
④ 雨水管から雨水等の流出	1 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	2 (0)								3 (5)
⑤ 下水道施設からの下水等の流出	1 (5)	0 (1)	1 (2)	1 (2)	3 (1)	1 (1)								7 (22)
⑥ その他((①～⑤以外の事故)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)								3 (1)
水質事故	合計	2 (9)	1 (2)	1 (4)	2 (2)	5 (4)	4 (2)							15 (40)
その他案件		0 (0)	2 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	2 (0)							4 (10)
水質事故	合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)							19 (50)
状況分類														
① 耐用年数経過	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)								1 (5)
② 耐用年数以内	1 (0)	2 (1)	0 (1)	1 (2)	0 (1)	3 (1)								7 (13)
③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
合計		1 (0)	2 (2)	0 (1)	1 (2)	0 (1)	4 (1)							8 (18)

*内書きについては水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または設備の故障によるものを集計

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

9

令和3年度

下水道に関する水質事故等発生状況について

(令和3年9月末時点)

水質事故等情報データベース

事務連絡
令和3年11月1日

NO.	発生年月日	事故情報			令和3年9月末時点 事故概要・対応		
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応	
		9月					
1	R3.9.2	2.政令市	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	市民より河川にかかっている水管橋から漏水していると下水道管理者に連絡があり、職員が現地を確認し汚水送達口の空気抜き弁の破損により漏水していることが判明。	流出を最小限にするようポンプ稼働を調整し、漏水を止める補修工具を設置した。 今後の対策として、定期的なメンテナンスを実施する。
2	R3.9.3	3.一般市	管渠	水質事故	④雨水管からの悪質下水の流出	市民より河川に油が流出していると消防へ連絡があり、消防署で雨水幹線が接続する現場にオイルマットを設置した。市の下水道、河川、環境各部署で各自の担当分を明確にしたが油漏れの特徴には至らなかった。 本事故は下水道施設に由来する事故ではなく、雨水幹線に流入し、そのまま河川へ流出したものである。	下水道管理者では雨水幹線出口へオイルマットを設置した。 今後の対策として、当面の間、再発防止及び原因特定に向け、週1回の頻度バトロールする。
3	R3.9.3	2.政令市	ポンプ場	その他案件	-	ポンプ場周辺住民より、汚水臭がするとの苦情が下水道管理者へあり、調査したところ、ポンプ場内の圧送管から漏れた汚水が雨水井戸内に流入していることが確認された。 今回の事故は、ポンプ停止時の逆止弁閉鎖による振動が原因で圧送管フランジ接合部付近のボルトが緩んだために発生したと考えられる。	雨水井をフルシートで覆うなど臭気対策を施し、雨水井内に排水ポンプを設置して汚水ポンプと共に送水する対応を行うとともに、汚水の漏出箇所を特定するため撮影作業を実施し、圧送管フランジ接合部付近に出来た隙間から漏出を確認した。フランジ部を復旧止水を完了した。 通常の作業時も同様に、検査した結果、再発防止用の逆止弁が正常に動作する。ポンプ場部付近のコンクリート部に近いフランジ接合部全てでコックピットを使用し、ナットの緩み跡を指摘すると共に、既存の伸縮管とどうして腐食が見られたため、取扱を実施することとする。また、配管沈下対策として、圧送管下コンクリートブロックを設置、その上方に砂利(保護砂)を敷し、配管を施工することとする。
4	R3.9.6	2.政令市	管渠	水質事故	③雨水管からの悪質下水の流出	通行人より河川に油が流出しているとの連絡が下水道管理者へあり、調査を実施したところ、雨水排水栓門から河川へ油の流出を確認した。漆出先査定を身土上駆マントホールまで実施し、鉛物油系の流出の可能性が高いことまでは判断したが、微量の油膜であり流出元の特定の判明には至らなかった。	栓門を開閉油の河川への流出を止め、下水道管理者には管渠やポンプ場流入管渠内にオイルエンブスを設置し、河川管理者は河川内にオイルエンブスを設置した。また、下水道管理者では関係するポンプ場の雨水ケーブル作業により管の河川への流出防護装置を設置した。また、河川内に油膜が確認されたのである出水元の特徴には至らなかった。 今後の対応としては、人为的な流出の可能性があり、原因が判明すれば流出元に対し指導を行う。
5	R3.9.15	3.一般市	管渠	水質事故	-	地元住民より際の出水期間下水が流れにくいとの連絡があり、当該期間より下水道管理者あてに下水道MTR(漏水状況)との情報を提供がなされた。県では電気協同溝工事の大規模改修の施工があたり、コンクリート基礎が不可能ためH型鋼基礎を施工した。基礎の剥離にはタクソンホールドマフレイク削除による先行削除後、H型鋼基礎を設置したが、削除の際に基礎を破壊する危険性があると想定される。緊急カバーにより蓋板を設置したところ、蓋板が墜落しており、墜落状況の把握は困難であった。	応急対応として、保険水ペグより被損管底上流1Mから汚水を汲み上げ、下水道MTRに記入して待機。また、ハニーフードも現場に待機せるとともに施設事業者が24時間体制で監視・運転を継続した。(応急復旧は完了) 今後の対応としては、 「ライアーフォード」を設置しつつ、地上から管渠被損箇所を削除する。 削除完了後、被損箇所の洗浄及びカメラ調査(予定) ・10月中旬までに被損箇所に割込み人孔を設置し復旧を行う予定。
6	R3.9.19	3.一般市	マンホール	その他案件	-	マンホール上と蓋面が通行した際、蓋が跳ねたことなどで車両が横転した。 なお、事故直前マンホール蓋の状態が不明であるため、事故の原因は不明。	マンホール蓋及びマンホール内の内筒点検を実施。(直近の点検は令和元年9月に実施し、軽微な損傷(蓋のガタツキ)を確認。) なお、当該マンホールは、昭和60年度に施工されたもので、現在の点検結果と直近の点検の特徴が異なっているため、当該事故に対する具体的な再発防止策はないが、設置年数が古く、点検等で被損等が確認できたマンホール蓋について、順次交換を進めしていく。

北海道開発局 地域事業管理官 殿
都市事業管理官 殿
各地方整備局 地域河川課長 殿
下水道事業担当課長 殿
沖縄総合事務局 低潮線保全官 殿
建設産業・地方整備課長 殿

水管理・国土保全局 治水課 課長補佐
下水道部 流域管理官付 課長補佐

雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置(固定資産税)の創設について

今般、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)による特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)及び下水道法(昭和33年法律第79号)の改正により、民間事業者等が設置及び管理する雨水貯留浸透施設を対象とした雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度(以下「本制度」という。)が新たに創設され、当該制度について、令和3年11月1日に施行されたところです。

それに伴い、本制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、市町村が条例を定めることで固定資産税を減税する特例措置が創設されております。

特例措置の概要等については、別添のとおりです。

各地方整備局等におかれましては、本制度の内容・趣旨をご理解いただき、本制度が積極的に活用されるよう、都道府県及び政令市に周知いただきますよう、また、都道府県から関係市町村への周知を依頼していただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点につきましては、下記担当あてにご連絡をお願いいたします。

担当: 水管理・国土保全局治水課流域減災推進室 流域水害対策係 池内、塩浜

電話 03-5253-8111(内線35584)

下水道部流域管理官付 計画係 奥村

電話 03-5253-8111(内線34315)

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)(1／5)

気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化に対し、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すため、民間事業者等による雨水貯留浸透施設に係る特例措置を創設。

施策の背景

- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。

- これに対し、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」を推進するための新たな制度に位置付けられた雨水貯留浸透施設に対して税制による支援を講じることにより当該施設の整備促進を図る。



特例措置の内容

【固定資産税】

流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、新たな制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、課税標準を3分の1を参照して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

【適用期限】
3年間（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和3年1月1日）～令和6年3月31日）の特例措置を創設。

事務連絡
令和3年11月1日

各都道府県、関係政令指定都市
河川担当課長 殿
下水道担当課長 殿
(以上、各地方整備局等経由)

水管理・国土保全局 治水課 課長補佐
下水道部 流域管理官付 課長補佐

雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置（固定資産税）の創設について

今般、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号）による特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）及び下水道法（昭和33年法律第79号）の改正により、民間事業者等が設置及び管理する雨水貯留浸透施設を対象とした雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度（以下「本制度」という。）が新たに創設され、当該制度について、令和3年11月1日に施行されたところです。

それに伴い、本制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、市町村が条例を定めることで固定資産税を減税する特例措置が創設されております。

特例措置の概要等については、別添のとおりです。

本制度の内容・趣旨をご理解いただき、本制度の積極的な活用をお願いいたします。また、都道府県におかれましては、関係市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)(3／5)

<新たな制度の概要① 特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号）（抄）>

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定の申請）
第6条 法第11条第1項の認定の申請は、別記様式第一の申請書を都道府県知事等（同項に規定する都道府県知事等をいう。第8条及び第11条において同じ。）に提出して行うものとする。

2～4 （略）

（雨水貯留浸透施設の規模）

第8条 法第12条第1項第1号の国土交通省令で定める規模は、総貯留量から雨水浸透阻害行為（法第30条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。以下同じ。）の対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量（以下この条において「特定貯留量」という。）が30立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害（法第2条第3項に規定する浸水被害をいう。以下この条及び第11条において同じ。）の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るために必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、規則で、区域を限り、0・1立方メートル以上30立方メートル未満の範囲内で、その規模に係る特定貯留量を別に定めることができる。

（雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準）

第9条 法第12条第1項第2号の国土交通省令で定める構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造であること。
- 二 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な排水設備その他の設備を備えたものであること。

（雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準）

第10条 法第12条第1項第4号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。
- 二 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかになった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。
- 三 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。

（雨水貯留浸透施設の管理の期間）

第11条 法第12条第1項第5号の国土交通省令で定める期間は、10年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るために必要があると認める場合には、都道府県知事等は、10年を超えて50年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。

60

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)(2／5)

<新たに制度の概要① 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）（抄）>

（定義）

第2条 この法律において「特定都市河川」とは、都市部を流れる河川（河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川をいう。以下同じ。）であつて、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかからず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なものうち、国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により区間を限つて指定するものをいう。

2～5 （略）

6 この法律において「雨水貯留浸透施設」とは、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。

7～9 （略）

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定）

第11条 特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者（地方公共団体を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画（以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。）を作成し、当該雨水貯留浸透施設を設置しようとする都道府県（当該雨水貯留浸透施設を指定都市又は地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に設置しようとする場合にあつては、当該指定都市等）の長（以下この節において「都道府県知事等」という。）の認定を申請することができる。

2・3 （略）

（認定の基準）

第12条 都道府県知事等は、前条第1項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。
- 五 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。

2 （略）

（認定事業者に対する助言及び指導）

第15条 都道府県知事等は、第11条第1項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）に對し、当該計画の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理に關し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)(5／5)

<新たな制度の概要② 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）（抄）>

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定の申請）
第17条の6 法第25条の10第1項の認定の申請は、別記様式第15の申請書を公共下水道管理者に提出して行うものとする。

2～4 （略）

（雨水貯留浸透施設の規模）

第17条の8 法第25条の11第1号の国土交通省令で定める規模は、雨水を貯留する容量が30立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生の防止を図るために必要があると認める場合には、公共下水道管理者は、当該規模について、規則で、区域を限り、雨水を貯留する容量を0・1立方メートル以上30立方メートル未満の範囲内で、別に定めることができる。

（雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準）

第17条の9 法第25条の11第2号の国土交通省令で定める構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持することができる構造であること。
- 二 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な設備を備えたものであること。
- 三 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。

（雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準）

第17条の10 法第25条の11第4号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。
- 二 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかになった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。
- 三 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。

（雨水貯留浸透施設の管理の期間）

第17条の11 法第25条の11第5号の国土交通省令で定める期間は、10年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生の防止を図るために必要があると認める場合には、公共下水道管理者は、10年を超えて50年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。

61

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)(4／5)

<新たに制度の概要② 下水道法（昭和33年法律第79号）（抄）>

（排水設備の技術上の基準に関する特例）

第25条の2 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域（排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域（第4条第1項の事業計画に計画降雨が定められている場合にあっては、都市機能が相当程度集積し、当該計画降雨を超える規模の降雨が生じた場合には、公共下水道の整備のみによつては浸水被害（同項の事業計画に計画降雨が定められている場合には、当該計画降雨を超える規模の降雨が生じた場合に想定される浸水被害。以下この節において同じ。）の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。以下同。）において浸水被害の防止を図るために排水設備（雨水を排除するためのものに限る。）が、第10条第3項の政令で定める技術上の基準を満たすのみではなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定）

第25条の10 浸水被害対策区域（特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第2条第2項に規定する特定都市河川流域の区域を除く。）において、雨水貯留浸透施設（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。以下同じ。）の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画（以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。）を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができる。

2・3 （略）

（認定の基準）

第25条の11 公共下水道管理者は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合する認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める規模以上であること。
- 二 雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画（以下「認定計画」という。）に適合すること。
- 四 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合すること。
- 五 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。

（認定事業者に対する助言及び指導）

第25条の14 公共下水道管理者は、第25条の10第1項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）に対し、当該計画の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(参考)地方税法 関係条文抜粋

地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

附 則

（固定資産税等の課税標準の特別）

第15条第46項 次に掲げる施設のうち、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に取得されたものに對して課する固定資産税の課税標準は、第349条の2の規定にかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1を參照して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第389条の規定の適用を受ける場合には、3分の1）を乗じて得た額とする。

- 一 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第15条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第2条第6項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの
- 二 下水道法第25条の14に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第25条の10第1項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの

地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号）（抄）

附 則

（政令附則第11条第2項第1号の倉庫等）

第6条第86項 法附則第15条第46項第1号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第11条第1項に規定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

第6条第87項 法附則第15条第46項第2号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により下水道法第4条第1項に規定する公共下水管理者の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課課長補佐
事業マネジメント推進室課長補佐
下水道企画課下水道管理指導室企画専門官
流域管理官付課長補佐

下水道法に基づく事業計画の運用にあたっての留意事項について

「下水道法に基づく事業計画の運用について（令和3年11月1日付け国水下事第28号）」（以下「運用通知」という。）に関する留意事項を下記のとおり示しますので事務執行上の参考とされますようお願いします。都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 運用通知2. (1) ④及び3. (1) ③関係

計画降雨浸水防止区域図は、計画降雨に相当する降雨が降った際に、既設の排水施設に当該雨水を排除できること又は既設の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できることによる浸水の発生が想定される区域と、この浸水により想定される浸水深を示した図である。計画降雨浸水防止区域図の作成に当たっては、計画降雨に相当する降雨を対象に、浸水シミュレーションを行う必要がある。浸水シミュレーションの具体的手法については「内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（令和3年7月）」を参考とされたい。

なお、事業計画に異なる規模の計画降雨を定めている場合には、計画降雨を定めた処理区等に対して計画降雨毎に浸水シミュレーションを行い、事業計画に定めた計画降雨毎に浸水を防ぐべき区域及び水深を示されたい。

2. 運用通知2. (1) ⑤へ及び3. (1) ④へ関係

令第5条の12第1項第3号に基づく点検を行うためのマンホールの位置については、当該マンホールが局所的に密集して存在する場合においては、図面において当該区域を明示した上で当該区域内に存在する当該マンホールの数を記載してもよい。

3. 運用通知2. (1) ⑤リ及び3. (1) ④チ関係

樋門又は樋管の名称については、樋門又は樋管の存する吐口の位置に記載されたい。なお、記載する樋門又は樋管については、河川その他の公共の水域又は海域から逆流を防止するために設けられるものに限るものとする。

4. 運用通知2. (1) ⑨及び3. (1) ⑧関係

施設の設置及び機能の維持に関する中長期的な方針を示すこれらの書類については、事業のより一層の効率化、事業効果の見える化、事業の持続的な運営等を目的として作成するものであることから、下水道管理者単位で作成することが望ましい。また、当該内容をマスタープランや経営計画への記載等を通じて公表することにより、下水道事業への理解促進を図られたい。

(1) 施設の設置に関する方針（様式1）

① 全般

- 事業の実施状況に応じ可能な範囲で記載するとともに、事業計画の変更等の機会を通じて段階的に内容の充実を図られたい。
- 下水道に関するマスタープラン、経営計画等に施設の設置方針に係る事項を定めている場合は、これらの内容と整合を図られたい。
- 施設の設置に関する方針（様式1）の記載にあたっては、以下を踏まえて記載されたい。
また、記載例を【別添1】に示すので、適宜参考にされたい。

【汚水処理】

- ・「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について（平成26年1月30日付け25農振第1853号、25水港第2573号、国水下事第50号、環廃対発第1401301号）」に基づいて策定・見直しをされた都道府県構想及びアクションプランと整合が取れるよう、汚水処理10年概成に向けた整備方針等を記載されたい。
- ・「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）」第6章6-1に基づき、
 - イ 集合処理区域が適切と判断された区域であっても、10年以内に下水道整備による概成が見込まれない地域について、地域住民の意向等を踏まえ、早期整備が可能な手法を導入する等の弾力的な対応
 - ロ 集落排水施設等との統廃合など、他の汚水処理施設との広域化・共同化の方針について記載されたい。なお、将来的な接続の見通しについて、備考欄に記載されたい。

【浸水対策】

- ・整備水準については、「計画降雨に対する整備が完了した面積の割合」や「都市浸水対策達成率」など、整備の進捗を示す指標を用い、都市機能集積地区等の重点地区を設けている場合は、当該地区とその他の地区に分けて、段階的な整備水準を記載することとする。
- ・事業の重点化・効率化の方針については、ハードとソフトを組み合わせた浸水被害の最小化、選択と集中、受け手主体の目標設定（床上浸水の解消等）、既存ストックの活用、多様な主体まちづくりとの連携、地下街等への下水道水位情報の提供等を考慮して記載されたい。

- ・下水道法第25条の2に基づく「浸水被害対策区域」については、下水道施設と民間の雨水貯留浸透施設の整備が一体となって浸水被害の軽減を図る目標を記載するとともに、浸水被害対策区域に指定した地区等を備考欄に記載されたい。

【耐水化】

- ・「下水道の施設浸水対策の推進について（R2.5.21国水下事第13号下水道事業課長通知）」により策定される耐水化計画に基づいて記載することを基本とする。
- ・整備水準の目標については、水害時における機能確保率等を下水処理場、ポンプ場（汚水）、ポンプ場（合流、雨水）毎に記載されたい。
- ・事業の重点化・効率化の方針については、被災時のリスクの大きさや設備の重要度に応じて、段階的に耐水化を実施し、災害時における必要な下水道機能を確保することを考慮して記載されたい。

【耐震化】

- ・整備水準の目標については、災害時における機能確保率等を管渠、下水処理場、ポンプ場毎に記載されたい。
- ・事業の重点化・効率化の方針については、ハードとソフトを組み合わせた地震による被害の最小化等を災害時における必要な下水道機能を確保することを考慮して記載されたい。

【高度処理】

- ・整備水準の目標については、高度処理の目標である計画放流水質や高度処理実施率等を記載されたい。
- ・流域別下水道整備総合計画を定めている場合は、事業の重点化・効率化の方針について、水質環境基準以外の多様な目標（季節別処理水質を含む。）、中期整備事項（高度処理導入方針、流入水量最大時における対応）との整合を図りつつ記載されたい。

【汚泥の再生利用】

- ・発生汚泥等が燃料又は肥料として再生利用されるよう努めるとともに、バイオマス利用がなされない下水汚泥については脱水、焼却等によりその減量化に努めることに留意して記載されたい。
- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画や「バイオマス活用推進基本法」に基づくバイオマス活用推進計画等、汚泥の再生利用に関する計画を定めている場合や、流域別下水道整備総合計画の中期整備事項に資源・エネルギーの利活用に関する方針を定めている場合、さらには、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について（平成30年1月17日 総財準第1号、29農振第1698号、29水港第2464号、国水下事第56号、環循適発第1801171号）に基づく「広域化・共同化計画」に汚泥の再生利用に関する事項を定めている場合には、それぞれの計画等との整合を図りつつ記載されたい。

【その他】

- ・流域別下水道整備総合計画の中期整備事項に処理水の利活用に関する方針を定めている場合は、これとの整合を図りつつ処理水の利活用に関する目標等を記載されたい。

- ② 中期目標
- 施策毎に異なる目標年次を記載してもよい。
- (2) 施設の機能の維持に関する方針（様式2）
- ① 全般
 - 「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドラインー2015年版ー（平成27年11月）」等を踏まえて策定されたストックマネジメント実施のための計画との整合を図りつつ、段階的に内容を充実されたい。
 - 記載例を【別添2】に示すので、適宜参考にされたい。
 - ② 主要な施設
 - 運用通知2.（1）⑨ロ及び3.（1）⑧ロにおける主要な施設については、少なくとも次の施設を含むものとする。
 - ・管渠施設については管渠（下水道法施行規則第3条第1項に定める主要な管渠以外の管渠も含む。）
 - ・汚水・雨水ポンプ施設についてはポンプ本体
 - ・水処理施設については送風機本体又は機械式エアレーション装置
 - ・汚泥処理施設については汚泥脱水機
 - 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画
 - 当該点検・調査に基づいた診断の結果を修繕・改築等の実施方針の検討に活用することを前提とした点検・調査について、その頻度等を記載する。
 - 具体的には、管渠内部の点検・調査や処理場設備の分解・調査等が該当する。
 - ④ 改築事業の概要
 - 概ね10年の間に実施する予定の改築事業（改築にあわせ、施設の能力を増強し、浸水安全部位の向上や高度処理化を図る事業等を含む。）を踏まえつつ、概ね5年程度で実施する予定の事業について記載する。
 - ⑤ 施設の長期的な改築の需要の見通し
 - 施設の改築周期等一定の試算条件の下で、平準化を考慮しつつ、概ね30年～50年後の改築の需要を試算する。
5. 運用通知2.（1）⑩(iii)ト並びに3.（1）⑨(iii)ト関係
- 処理施設の容量計算について、既存施設において評価2を行う場合は、1年間以上の期間、計画放流水質を満足することを実施設で測定・評価することにより、当該計画放流水質に適合するよう下水を処理する性能を有する構造であることを確認しているため、評価2を行った水処理施設の容量計算としては、当該施設における測定・評価の結果を添付すればよいものとする。
6. 運用通知2.（1）⑩(iii)リ並びに3.（1）⑨(iii)リ関係
- 既存施設において評価2を行った実績により容量計算書を策定し、一定の知見が確認されている場合は、改めて評価2を行う必要はない。
7. 運用通知2.（1）⑩(v)並びに3.（1）⑨(v)関係
- 財政計画書（様式3）の作成にあたっては、事業計画に記載された事項の実効性を財政面で担保する観点から健全な経営が確保されるよう、経費及び財源の各項目について、経営戦略の「投資・財政計画」との整合性に留意し、共通する部分については、適宜活用されたい。
8. 経営の健全化、執行体制の確保に向けた取組の推進
- 財政計画書及び施設の長期的な改築の需要見通しを踏まえ、中長期的に事業の持続性を確保するための経営の健全化、執行体制の確保に向けた取組を図られたい。
- 【経営の健全化に向けた取組の例】
- ・経営状況の「見える化」による経営情報の開示や計画性・透明性の向上
 - ・新技術の導入や広域化・共同化、官民連携の推進等による維持管理費の低減
 - ・接続促進や下水道施設・未利用資源の有効活用等による収入増加の取組
 - ・経営状況を踏まえた定期的な下水道使用料の見直しの検討
 - ・下水道使用料の徴収漏れ等の根絶及び滞納整理の確実な実施等の徴収対策の推進
- など
- 【執行体制の確保に向けた取組の例】
- ・維持管理等の広域化・共同化のための方策の協議の場としての（都道府県等を核とした）協議会の設置
 - ・複数年に亘る包括的な業務発注などPPP/PFIの導入
 - ・複数市町村による維持管理業務等の共同発注、計画の共同策定
 - ・日本下水道事業団、都道府県公社等の公的機関による支援
 - ・組織形態等の見直し
 - ・研修等を通じた人材の確保・育成、技術力の継承
- など

【別添 1】

(様式 1) 施設の設置に関する方針（記載例）

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準				事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考
	指標等	現在 (令和〇年度末)	中期目標 (令和〇年度末)	長期目標			
汚水処理	下水道処理人口普及率	60%	85%	85%	<p>(例 1) 平成〇〇年度に見直した都道府県構想に基づく汚水処理の 10 年概成を目指とし、人口密度が高い地域から優先的に整備を実施する。</p> <p>(例 2) 集合処理区域が適切と判断された区域であっても、10 年以内に下水道整備が概成しない地域については、地域住民の意向等を踏まえ、浄化槽を整備する。</p> <p>(例 3) 集落排水施設等の統廃合により管理の効率化を図る。</p>	<p>○○地区管渠整備事業</p> <p>※ 令和〇〇年度を目処に、○○地区ほか 3 地区の農業集落排水施設（処理人口〇〇人、処理面積〇〇ha）を下水道に織入予定。</p>	

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準				事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考
	指標等	現在 (令和〇年度末)	中期目標 (令和〇年度末)	長期目標			
浸水対策	計画降雨に対する整備が完了した面積の割合	<p>重点地区 (66mm/h、1/10)</p> <p>一般地区 (計画降雨 61mm/h、1/7)</p> <p>一般地区 55mm/h、1/5)</p>	<p>25% (100ha)</p> <p>10% (100ha)</p> <p>0% (0ha)</p>	<p>50% (200ha)</p> <p>20% (200ha)</p> <p>10% (200ha)</p>	<p>100% (400ha)</p> <p>100% (1,000ha)</p> <p>100% (2,000ha)</p>	<p>(例 1) 都市機能集積地区等の重点地区について</p> <p>は、下水道の整備に加え、内水ハザードマップの策定や止水板の設置、地下街等への下水道水位情報の提供等のソフト対策により、既往最大降雨（80mm/h）に対する浸水被害の最小化を目指す。</p> <p>(例 2) 浸水被害想定に基づき、浸水被害リスクの高い箇所から優先的に整備する。</p> <p>(例 3) 既設水路等のストックを活用し、効率的な整備を図る。</p>	<p>○○地区雨水貯留施設整備事業</p> <p>○○幹線整備事業</p> <p>○○幹線整備事業</p> <p>※ ○○地区については、下水道法第 25 条の 2 に基づく「浸水被害対策区域」に指定し、民間による雨水貯留浸透施設を導入し、○○mm/h に対する浸水被害の防止を図る。</p>

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準					事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考
	指標等		現在 (令和〇年度末)	中期目標 (令和〇年度末)	長期目標			
耐水化 水害時ににおける機能確保率	処理場	揚水機能が確保された施設数（管理棟、ポンプ棟）：2	0% (0)	100% (2)	100% (2)	(例) 5年程度で管理棟、ポンプ棟の揚水機能を確保し、その後の5年で水処理棟の沈殿機能及び汚泥処理棟の汚泥処理機能を確保する。	防水扉の設置、開口部の閉塞、主要設備の上階への移設	
		沈殿機能が確保された水処理系列数（水処理棟）：4	0% (0)	100% (4)	100% (4)			
		汚泥処理機能が確保された施設数（汚泥処理棟）：1	0% (0)	100% (1)	100% (1)			
	ポンプ場（污水）	揚水機能が確保された施設数（管理ポンプ棟）：2	0% (0)	100% (2)	100% (2)	(例) 5年程度で管理ポンプ棟の揚水機能を確保する。		
		ポンプ場（合流or雨水）	揚水機能が確保された施設数（ポンプ棟）：1	0% (0)	100% (1)	100% (1)	(例) 5年程度でポンプ棟の揚水機能を確保する。	

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準					事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考
	指標等		現在 (令和〇年度末)	中期目標 (令和〇年度末)	長期目標			
耐震化	災害時ににおける機能確保率	主要な管渠	52%	60%	100%	(例1) 優先的に〇〇処理場や〇〇幹線の耐震化を図るとともに、応急復旧用資機材〇機の備蓄や自家発電用燃料の備蓄を進め、災害時に必要な下水道処理機能の確保を進めます。	〇〇幹線耐震化工事	
		下水処理場	37%	42%	100%		〇〇処理場耐震化工事（最初沈殿池、消毒施設）	
		ポンプ場	31%	38%	100%		〇〇ポンプ場耐震化工事	

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関するものを記載)	整備水準				事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考	
	指標等	現在 (令和〇年度末)	中期目標 (令和〇年度末)	長期目標				
高度処理放流水質(○○処理場)	高度処理の目標とする計画	BOD 15mg/l T-N 20mg/l T-P 3mg/l	BOD 12mg/l T-N 15mg/l T-P 2mg/l	BOD 10mg/l T-N 10mg/l T-P 1mg/l	(例 1) ○○流域別下水道整備総合計画に基づき窒素・リン除去の高度処理を老朽化施設の改築に合わせ導入する。 (例 2) ○○流域別下水道整備総合計画の中期整備事項に基づき段階的高度処理を導入し、冬期は放流先の水産資源に配慮して窒素の季節別運転管理を行う。 (例 3) 将来的な人口減少を見据えた施設能力を最終目標とし、当面の人口増による流入水量の増大については、過負荷運転によつて対応する。	○○処理場反応タンク設備改築事業 ○○処理場タンク攪拌機設置工事 ○○処理場凝集剤添加設備設置工事	※左記中期目標に係る季節別の運転管理目標 水質 冬期 : T-N 15mg/l その他 : T-N 10mg/l	
	高度処理実施率	25%	75%	100%				

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関するものを記載)	整備水準				事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考
	指標等	現在 (令和〇年度末)	中期目標 (令和〇年度末)	長期目標			
合流式下水道の改善	合流式下水道改善率	25%	100%	100%	令和5年度迄に全ての対策を完了する。	○○雨水調整池整備事業	
汚泥の再生利用	燃料又は肥料として有効利用された場合	25%	50%	100%	(例 1) 発生汚泥のエネルギー利用・肥料利用に極力努めるとともに、焼却残渣等についてはマテリアルリサイクルに努める。 (例 2) 浄化槽汚泥、食品廃棄物等の他のバイオマスの受入や他の市町村の下水汚泥との集約処理により、汚泥処理の効率化を図る。	○○バイオガス発電施設整備事業 ○○処理場コンポスト施設整備事業 ○○他バイオマス受入施設整備事業	
その他	処理水の有効利用	処理水再利用量	0 m ³ /日 3,000 m ³ /日 3,000 m ³ /日			○○処理場ポンプ場施設整備事業 ○○地区送水管整備事業	※○○地区的トイレ用水等に活用

【別添 2】

(様式 2) 施設の機能の維持に関する方針（記載例）

a) 主要な施設に係る主な措置

i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検・調査の計画
管渠施設	<p>(例 1) 施設の重要度等に応じて、概ね〇年～〇年に一度点検を実施。点検の結果、異状の可能性がある箇所についてテレビカメラ等による調査を実施。</p> <p>(例 2) 施設の重要度等に応じて、概ね〇年～〇年に一度点検を、概ね〇年～〇年に一度テレビカメラ等による調査を実施。</p>
汚水・雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	<p>(例 1) 設置後概ね〇年で調査を実施し、修繕・改築の必要性を検討。</p> <p>(例 2) 概ね〇〇年（目標耐用年数）を目処に改築を検討。</p>
水処理施設 (送風機本体)	<p>(例 1) 分解・調査を概ね〇年に一度実施。</p> <p>(例 2) 概ね〇〇年（目標耐用年数）を目処に改築を検討。</p>
汚泥処理施設 (汚泥脱水機)	<p>(例 1) 異状が確認された場合、又は概ね〇年に一度分解・調査を実施し、修繕・改築の必要性を検討。</p> <p>(例 2) 概ね〇〇年（目標耐用年数）を目処に改築を検討。</p>

ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	緊急度がⅠのものを修繕・改築の対象とする。
汚水・雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	<p>(例 1) 健全度 3～2 のものを修繕の対象、健全度 2 以下のものを改築の対象とする。</p> <p>(例 2) 概ね〇〇年（目標耐用年数）を目処に改築を検討。</p>
水処理施設 (送風機本体)	<p>(例 1) 健全度 3～2 のものを修繕の対象、健全度 2 以下のものを改築の対象とする。</p> <p>(例 2) 概ね〇〇年（目標耐用年数）で改築を検討。</p>

汚泥処理施設

(汚泥脱水機)

(例 1)

健全度 3～2 のものを修繕の対象、健全度 2 以下のものを改築の対象とする。

(例 2)

概ね〇〇年（目標耐用年数）で改築を検討。

iii) 改築事業の概要（令和〇〇年度～令和〇〇年度）

主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	延長：概ね〇〇km
汚水・雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	污水ポンプ（揚水量：約〇〇m ³ /分 ×〇台） 雨水ポンプ（揚水量：約〇〇m ³ /分 ×〇台）
水処理施設 (送風機本体)	送風機：約〇〇m ³ /分 ×〇台
汚泥処理施設 (汚泥脱水機)	脱水能力：約〇〇m ³ /時間 ×〇台

b) 施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し (年当たりの概ねの事業規模の試算)	試算の対象時期	試算の前提条件
年当たり概ね〇〇億円	概ね〇〇年後	<p>(例 1) 土木・建築は目標耐用年数 75 年 機械・設備は目標耐用年数 25 年で改築</p> <p>(例 2) 標準耐用年数で改築</p>